

令和8年度ヒグマ生息調査業務仕様書

1 業務名称

令和8年度ヒグマ生息調査業務

2 業務概要

市民の安全・安心の確保とヒグマとの共生のため、さっぽろヒグマ基本計画2023(以下「基本計画」という。)に掲げる各事業をより実効性のある対策とすべく、市内市街地近郊の山林におけるヒグマの生息状況を調査することで、ヒグマの行動や繁殖状況などの実情を把握することを目的とする。

3 業務期間

契約の日から令和9年3月19日(金)までとする。

4 基本事項

(1) 体制準備

当該調査業務は、ヘア・トラップ(木杭及びその周囲に有刺鉄線を配置することで、ヒグマの背こすり行動の習性を利用してヒグマの被毛を採取するためのもの。以下「HT」という。)及び自動撮影カメラにより行うこととし、必要な調査記録用機材、揮発性腐食防止剤又は委託者が指定するもの(以下「揮発性腐食防止剤等」という。)、試料回収紙封筒、試料保管設備を準備するとともに、調査に必要な従事者の体制を整えること。

(2) 調査体制

業務の従事にあたっては、ヒグマの知見を有し、野生動物調査の知識と経験を持つ者の2名体制を基本とする。

5 業務内容

(1) HT及び自動撮影カメラによる調査

ア 実施地点

別紙1に示す重点エリア

イ 調査実施期間

6～11月上旬を基本とする。

ウ 内容

・ HT及び自動撮影カメラの設置

アの調査地点にHT及び自動撮影カメラを設置する(設置方法の詳細は別紙2のとおり)。なお、自動撮影カメラは委託者が用意するものを使用する。

また、その他資材については過年度調査で各地点に残置しているものを活用することを基本とし、資材が不足又は使用不可の場合には受託者で調達すること(木杭、樹脂ポール等、有刺鉄線等)。

HT内の中心には木杭1本を設置し、近くを通ったヒグマが気づきやすくするよう揮発性腐食防止剤等を塗布すること。

HT及び自動撮影カメラの設置は、調査精度確保のため、見回り実施期間の1週間前程度に実施すること。

さらに、HTの周辺及びHTに近接する遊歩道付近には、危険を促す注意喚起看板を掲示すること。

- ・ 見回り

調査地点の見回りを定期的に行い、有刺鉄線に付着した被毛を回収するとともに、自動撮影カメラの電池交換及びSDカード回収等を実施する。作業は原則2名1組で行い、6～8月は1週間に1回程度で計10回、9～11月は3週間に1回程度で計3回の割合で、計13回程度実施すること。なお、具体的なスケジュールはあらかじめ委託者と協議の上、決定することとする。また、最終の見回り時には自動撮影カメラ撤去等を実施すること。

- ・ サンプル回収・保存

HTを確認した際、有刺鉄線等にヒグマの被毛が付着していた場合には、ひとかたまりごとに紙封筒に回収し、調査地点、採取年月日、試料識別番号等を記載すること。また、回収の際には試料ごとにアルコール消毒したピンセットを使用し、被毛回収後は有刺鉄線をバーナー等でクリーニングした後、中心の木杭には、揮発性腐食防止剤等を適宜追加で塗布すること。

なお、回収した試料は持ち帰り後冷凍保管し、委託者が指定する時期に委託者が指定する場所に提出すること。

- ・ データ整理

採取した被毛及び撮影データについて、地点・採取したサンプルの件数・撮影回数等について表に加え、写真を添付し整理すること。

(2) 自動撮影カメラデータの解析

ア 解析するデータの地点

別紙1のとおり

イ 作業内容

委託者が提供する北海道の自動撮影カメラによる撮影データについて整理すること。

6 報告

作業内容と調査結果については、6～8月は1カ月に1回、9～11月分はまとめて1回、報告書を提出すること。ただし、基本計画で定める重点エリアでの見回りの結果、被毛やカメラでの撮影が確認された場合には、委託者に速やかに報告すること。

また、本見回り中(設置及び撤去時含む。)に、林道あるいは散策路等の一般利用者が利用する場所でヒグマを目撃、またはフンや足跡の痕跡を発見した場合には、直ちに本市担当者に連絡して指示に従うと共に、写真データ等についてメールで簡易報告をすること。

当該業務の最終報告時には、上記報告内容に加え、過年度の調査結果等と照らし合わせた個体情報についても分析すること(雌雄、繁殖状況等)

7 打合せ

業務の実施に際し、業務開始時と業務取りまとめ時に担当者と打ち合わせを実施する。

8 報告書の作成

業務の結果について、報告書に取りまとめて提出すること。

提出場所 札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階南側)

9 検査

受託者は本業務終了後、業務完了届を提出し、所定の完了検査を受けなければならない。

提出場所 8と同じ

10 その他

- (1) 本業務については、本市周辺のヒグマ生息地で実施することから、受託者の責任において十分な安全対策を講じること。
- (2) 比較的奥山の道路等の環境が万全ではない場所での調査となるため、荒天や土砂災害等のやむを得ない状況によって計画通りのサンプル回収が遅延または不能となることが予想される。このような場合については、委託者と協議し了承を得ること。
- (3) 上記事由によりサンプルの回収が不能となった場合は、HT及び自動撮影カメラを他の場所に移設又は新規に設置する場合がある。この場合、委託者と受託者双方の協議のうえ、設置作業を行うこと。
- (4) 本業務の結果は、ヒグマの生息状況の把握と研究に用いられるため、十分な精度の維持に努めること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議のうえ処理するものとする。
- (6) 本業務の遂行に当たって生じた著作権等は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に使用又は公表してはならない。
- (7) 受託者は、この業務の遂行のために行う打ち合わせや調査の内容、提供された資料など知り得た一切の事項について、外部に漏洩がないよう厳重に注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外の使用をしないこと。
- (8) 本業務の履行にあたって、問題等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、迅速かつ誠実に対応を行うこと。
- (9) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

問い合わせ先

環境局環境都市推進部環境共生担当課
札幌市中央区北1条西2丁目
電話:011-211-2879
担当 朝倉・榎木